

㊦ 【 農耕作業用自動車の免許 】

自動車運転免許は公道を走行するうえで必要なものですが、農作業をやるうえで圃場内での作業など公道以外での運転には必要ありません。

道路交通法では、自動車の大きさ（実寸法）、最高速度（性能上）の基準によって特殊自動車の区分が変わりますので、それに見合う免許を取得しておかなくてはなりません。

トラクタは保安基準が緩和されたことで、作業機（ロータリなど）を装着して公道走行できるようになりましたが、下記の基準にあてはまる場合は大型特殊免許が必要となります。

また、「高速走行（ハイスピード）仕様」が装備された機種は性能上 15km/h 以上で走行できるので、所有しているトラクタの能力を確認してください。

<必要となる運転免許の種別>

種別	本体（トラクタ）	作業機（ロータリなど）
大型特殊自動車 （農耕限定可）	※下記の基準を1つでも満たす場合 ・長さ…4.7m以上 ・幅…1.7m以上 ・高さ…2.8m以上 ・最高速度…15km/h 以上	実寸幅…1.7m以上
小型特殊自動車 （普通免許可）	※上記基準未満のもの	実寸幅…1.7m未満

農耕作業用自動車はトラクタ、コンバイン、スピードスプレヤー、田植機の4種類が特殊自動車に分類されていますが、田植機は製造メーカーが発売前に公道走行するうえで満たさなければならない基準の認定（型式認定）を受けた車種がないため、公道走行はできません。

<特殊自動車の分類>

種別	ナンバープレート 取付け（納税）義務	公道走行
トラクタ	必要	可能
コンバイン	必要	可能
スピードスプレヤー	必要	可能
田植機	必要	不可